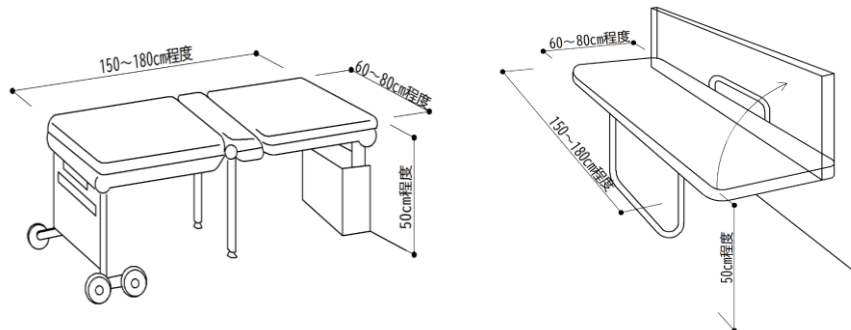


介助用大型ベッドに関する整備基準の設定について

(1) 介助用大型ベッドについて

大人も横になれる大型のベッドで、様々な身体状況の方、介助が必要な高齢者、乳幼児などの外出先でのおむつ交換や衣服の着脱、自立の車椅子使用者の自己導尿の場面などで利用される設備。



※シートの長さが130cm前後の商品もあるが、介助者等からのシートの大型化を求める声に対応するため、国では上記を仕様例として記載

現在、事業者等に向けたガイドライン（整備ガイドブック）で、設置が「望ましい水準」に位置づけ設置を推進している。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
工 便所の構造	<p>(腰掛便座) ・腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。</p> <p>(手すり) ・腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ・手すりは、握りやすいものとする。</p> <p>(洗面器) ・洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。</p> <p>・洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のけこみを設けること。 ・洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。</p> <p>(付属器具) ・洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ・ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 ・便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすること。 ・手荷物を置ける様又はフックを設置すること。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。</p>	<p>(腰掛便座) ・温水洗浄便座を設置すること。</p> <p>(背もたれ) ・便器の背後に背もたれを設けること。</p>	図1
		<p>(付属器具) ・全身の映る鏡を設置すること。 ・大人の利用も対応できる介護用のベッドを設けること。</p> <p>(通報装置) ・呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便室内に設けること。</p>	図1

(2) 介助用大型ベッドの整備基準上への位置づけについて

本設備は条例が目指す「障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することのできるバリアフリーの街づくり」を実現する上で重要な設備になる。

しかし、

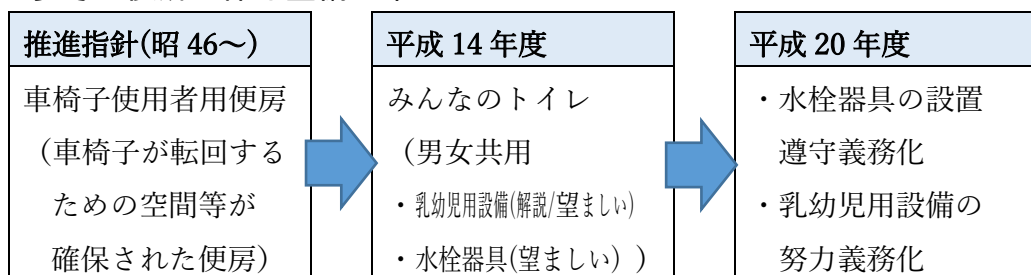
- ① 当事者からの設置ニーズが高い設備であるにもかかわらず、十分な普及がされていない状況（「当事者ヒアリング結果」参照）にある。
- ② 一方で、介助用大型ベッドの設置には広いスペースが必要であるが、車椅子利用者用便房（遵守義務化済）を設置する場合には、レイアウトを工夫することでベッドを設置できる場合も多いこと。
- ③ 更に便所については、これまでも段階を経て設備・機能の整備基準化を進めてきた経緯がある。（また、これまで整備基準化した設備については、事業者の理解もいただきながら、十分な設置が進んできた）

⇒ 今回新たに介助用大型ベッドを整備基準化（努力義務）することで標準的な設備として位置づけを行ってはどうか。

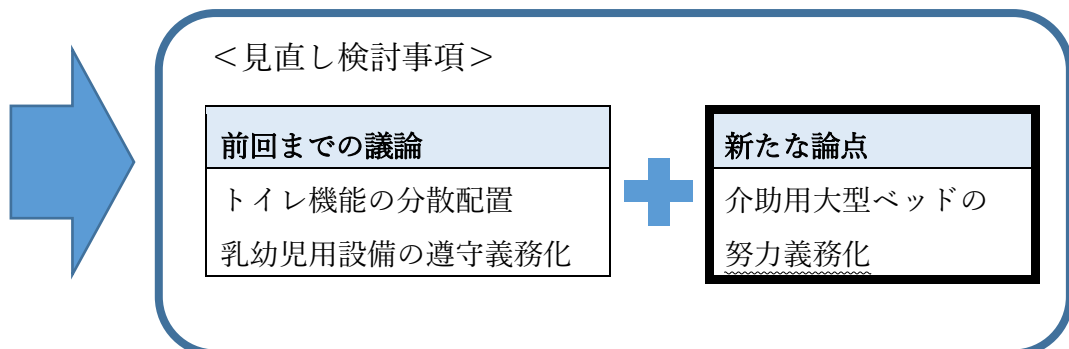
○条例基準について

種類	説明
整備基準	標準的に整備が必要なもの (事前協議を通じた行政指導が可能)
望ましい水準 (ガイドライン・指針)	整備基準を遵守した上で、利便性の向上等の観点から備えることが望まれるもの

<参考> 便所に係る整備基準について



<見直し検討事項>



(3) 整備基準化（努力義務）する施設種別について

介助用大型ベッドの整備基準化（努力義務）は、事業者にとっては設計面や経済面での負担が重くなる措置であるため、実効性（整備実現性）の担保といった視点、同時期に改正する予定の乳幼児用設備における面積要件案(1,000㎡以上)、当事者ヒアリング結果を踏まえ、次のとおり整備対象施設を設定してはどうか。

視点	公共的施設等の区分	用途面積
利用者の動線のポイントとなる施設（※1）	官公庁施設（官公庁舎に限る）	1,000㎡以上
	教育文化施設（図書館、公民館（集会場））	
	公衆便所	全てのもの
長時間の滞在が見込まれる施設	教育文化施設（動物園等）	1,000㎡以上
	医療施設（無床診療所を除く）	
	運動施設	
	興行・遊興施設	
	展示施設	2,000㎡以上（※2）
	（大型）商業施設	
	上記を含む複合用途建築物	
	公園（都市公園その他規則で定めるもの）	

（※1）公共交通機関の施設については、

- ・他の公共的施設と異なり、現在、ガイドブックの「望ましい水準」として、「おむつ交換シート」の規定はあるが「大人も利用も対応できる」ものであることを求めているがされていないこと
- ・特に鉄道事業については、都道府県域を跨ぐ広域的な事業展開がされており、国による一律の基準設定が望ましいと考えられるが、『バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編・役務編）』では、介助用大型ベッドを「望ましい整備内容」としていることを考慮し、まずはガイドブックの「望ましい水準」において、「大人も利用できる」シートであることを明確に位置づけ、施策として設置の働きかけを行うこととしたい。

（※2）建築設計標準、当事者ヒアリングを踏まえ設定

■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●標準、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

区分 (床面積)	車椅子使用者用便房		オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用 ^{※1}
	十分な空間の確保	大型ベッド付き			
不特定多数者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 ^{※3}	2,000㎡以上	● 径180cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	●	●	●
	2,000㎡未満	● 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	○	●	○
	500㎡未満	● ^{※2} 径150cmの内接円、かつ便房の内法200cm以上×200cm以上	○	● ^{※2}	○
50㎡以上の公衆便所	●	○	●	○	○
上記以外の建築物	○ ^{※2}	○	○ ^{※2}	○	○

< (3) に係る論点 >

- ・ 公共的施設等の範囲、用途面積による区分が適切か
 ※当事者ヒアリングでは、「公民館」に対する設置ニーズが高いが、1,000 m²以上とした場合、6割の施設は対象外になる
 【参考】市町村・県警察/教育局あてに実施した整備状況調査結果
- ・ 努力義務でよいか（遵守義務でなくてよいか）

<参考> 介助用大型ベッドに関する他自治体での基準について

○近隣都県市の状況

自治体名	神奈川県(現行)	横浜市	川崎市	東京都	千葉県	埼玉県
基準	望ましい水準					

○整備基準化している自治体

自治体名	区分	対象施設	面積
大阪府	建築基準関係規定 (条例付加)	すべてのもの	10,000 m ² 以上 (共同住宅等は、 200 m ² 以上の 集会室があるもの)
福島県	遵守義務	医療施設、官公庁舎 文化施設、集会場等 物品販売業 飲食店・料理店 キャバレー等 宿泊施設、娯楽施設等 体育館等	10,000 m ² 以上
福岡市	遵守義務 (ただし、「必要に応じて」)	医療施設、興行施設 集会施設、展示場 物品販売施設等 宿泊施設 社会福祉施設 スポーツ遊技施設 教育文化施設 公衆浴場 交通機関の施設 官公庁舎、地下街等	10,000 m ² 以上
新宿区	努力義務	すべてのもの	すべてのもの

(4) 整備基準に規定する仕様（定義）について

<事務局案>

障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するための
ベッドで長さが120センチメートル以上のもの

<理由>

○長さについて

車椅子使用者用便房には「車椅子が円滑に利用することのできる空間」が必要であり、このことについて、「回転空間(径 150cm)」を考慮し、「原則として200×200cm以上」と解説で示している。

介助用大型ベッドは、この車椅子使用者用便房内に設置される想定だが、先に示した「200×200cm」の便所内には、国の設計標準が求める仕様「150～180cm程度」を設置することは現実的に困難である。

そこで、現実に便所内に設置可能なベッドの大きさと、機能としておむつ交換が可能な大きさ(≠快適に利用できる水準)という両面を考慮し、長さ120cm以上を求めることとしたい。 ※大阪府も同様の整理

ただし、この「長さ120cm」は、大人であれば、足を曲げるなどの対応が必要となり、必ずしも円滑に利用できる構造とも言い切れないため、ガイドブックなどの動作寸法例として示すことは相応しくない。

⇒ 最低限の長さである120cmを整備基準に入れ込むとともに、併せて快適に利用できる基準を「望ましい水準」として規定し、設置の働きかけを行うことで、誰もが自由に外出し、社会参加できるバリアフリーの街づくりを実現する。

○横幅について

介助用大型ベッドは「障害者、高齢者等のおむつ交換その他介助の用に供するため」のものであり、特段の規定を設けるまでもなく、寝転がることのできる横幅を有していることが当然の前提となるから、基準は設定しない。(なお、成人男性の平均肩幅は40cm程度である。)

ただし、誰もが快適に利用できる基準として、望ましい横幅を示す必要性はあるため、国設計標準で定められている仕様を「望ましい水準」として規定する。

<(4)に係る論点>

・求める仕様は、長さが「120cm以上」でよいか。

※当事者が快適に利用できる仕様「150～180cm程度」とした場合、車椅子使用者用便房として求めている空間の大きさとズレが生じるため、当該規定の見直しの検討も必要となる。

(5) その他

介助用大型ベッドを設置した場合は、「便所及び便房の出入口」「案内板・標識」等において表示することを求める。

<基準化・ガイドブック等の規定のイメージ> ※表示に関する部分は省略

整備基準	解説	望ましい水準
<p>【(3)の施設】に掲げる公共的施設であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、ア(※車椅子使用者用便房)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッド(【(4)の定義】)を設けるよう努めること。</p> <p>ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用することができる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>介助用大型ベッドを設置し、乳幼児用のベッドと兼用することは可能である。</p> <p>ただし、乳幼児同伴者が用を足したり、手洗いをを行う際に、乳幼児を寝かせておく台として使用することはできないので、乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合には、同じ空間内に乳幼児用の椅子を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・公共的施設においては、介助用大型ベッドを設置すること。 【表現変更】・介助用大型ベッドの大きさは幅 60 センチメートル程度、長さ 150 センチメートルから 180 センチメートル程度とすること・着替え時の姿勢保持のため、手すりを設けること